

港湾法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景・目的

第164回国会において成立し、平成18年5月17日に公布された「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」第1条により港湾法を改正し、安全性の維持及びコスト低減を図りつつ、港湾の施設の技術基準への適合性を確保するため、港湾の施設の建設等に係る確認制度を規定し、登録確認機関制度を設けたところです。

この改正は、平成19年4月1日の施行を予定していることから、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）を改正し、技術基準対象施設のうち、港湾法第56条の2の2第2項の確認を受けなければならない施設、登録確認機関の登録の申請手続き、確認業務規程の記載内容等、港湾法（以下「法」という。）により港湾法施行規則に委任されている事項について定める必要があります。

2. 概要

- ① 法第56条の2の2第2項の確認を受けなければならない技術基準対象施設として、外郭施設、危険物積載船や旅客船等に係る係留施設、大規模地震対策施設である荷役機械等を規定する予定です。
- ② 法第56条の2の2第2項の確認を受けようとする者が提出する確認申請書の様式のほか、確認を受けようとする技術基準対象施設の諸元を示す書類等を添付書類とすることを規定する予定です。
- ③ 法第56条の2の2第2項の登録を受けようとする者が、国土交通大臣に提出する様式の記載事項として、確認員の数、事業場ごとの確認業務を行おうとする範囲等を規定する予定です。
- ④ 登録確認機関の確認業務の実施の方法として、施設の性能を総合的に評価する手法を用いる方法と規定する予定です。
- ⑤ 国土交通大臣又は登録確認機関が確認業務を実施したときは、技術基準に適合すると認められる場合は確認証を、適合すると認められない場合はその旨及び理由を記載した通知書を確認の申請者に交付することと規定する予定です。
- ⑥ 登録確認機関が国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされている確認業務規程の記載事項として、確認業務の料金、確認業務の実施方法その他確認業務の実施に関し必要な事項を規定する予定です。
- ⑦ 確認員の要件として、港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に関する試験研究を行う機関において、学術上の論文の作成等の業務に従事していることを規定する予定です。
- ⑧ 登録確認機関が確認員を選任したときは、確認員の氏名、生年月日及び経歴を国土交通大臣に届け出なければならないことを規定する予定です。

- ⑨ 登録確認機関が確認業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、国土交通大臣にその理由、休止又は廃止する確認業務の範囲等を記載した申請書を提出しなければならないことを規定する予定です。
- ⑩ 登録確認機関が備える帳簿の記載事項として、確認業務を実施した技術基準対象施設の名称、種類及び位置、確認業務を実施した確認員の氏名等を規定するとともに、帳簿の保存期間を5年と規定する予定です。
- ⑪ 登録確認機関は、業務を廃止又は休止する場合には、国土交通大臣に、確認業務、確認業務に関する帳簿及び書類等を引き継がなければならないことを規定する予定です。
- ⑫ その他所要の事項を規定する予定です。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成18年9月29日

施行日：平成19年4月1日